



日・ウクライナ投資協定



背景

- 鉄鉱石、石炭の他、非鉄金属(ウランは世界第9位)が豊富
- 巨大な成長市場
- 高い技術力(旧ソ連時代から重工業が集中)
- EUとロシアとの間に位置し、潜在性を有する国
- ウクライナの経済状況の改善等のための支援の一環



主な内容

二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。

- ◆投資財産の設立後の内国民待遇・最恵国待遇(第4条・第5条)
- ◆投資財産に対する公正な待遇・十分な保護(第6条)
- ◆投資阻害要因となり得る要求(現地調達、技術移転等)の原則禁止(第8条)
- ◆正当な補償等を伴わない収用の禁止(第13条)
- ◆投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続(第18条)

- 人口: 4,537万人(2013年)
- 一人当たりGDP: 3,929米ドル(2013年)
- 在留邦人: 202人(2013年10月)
- 進出日系企業: 41社(2013年10月)
- 進出分野: 自動車、電気機器等

早期締結の必要性

- 投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上

➡我が国からの投資の更なる保護・促進【経済界からも強い要望あり】

(参考)

■ウクライナは、中、韓、米、英等57箇国と投資協定を締結済み。EUと包括的自由貿易協定を署名済み(未発効)。

■2011年9月に交渉を開始し、2015年2月にキエフにおいて署名。